

定期報告対象特定建築物一覧表（表1）

P1 / P2

建物用途	対象要件（位置・規模） ・ 次のいずれかに該当するもの ・ 当該用途が避難階のみにあるものは対象外	報告時期
○劇場 ○映画館 ○演芸場	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合 ③ 主階が1階にない場合（当該用途に供する部分が100平方メートル超のもの） ④ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	平成30年以降 3年ごと
○観覧場（屋外觀覧場は除く。） ○公会堂 ○集会場	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合 ③ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	平成30年以降 3年ごと
○病院、診療所 （患者の収容施設があるものに限る。）	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合（2階の部分に患者の収容施設があるものに限る） ③ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	平成30年以降 3年ごと
○共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ○寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合 ③ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	平成30年以降 3年ごと
○就寝用途の児童福祉施設等 ※	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合 ③ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	平成30年以降 3年ごと
○児童福祉施設等 （高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。）	当該用途に供する部分の床面積の合計が400㎡以上であり、かつ、地階又は3階以上の階に当該用途に供する部分がある場合	平成30年以降 3年ごと
○旅館、ホテル	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合 ③ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	平成29年以降 3年ごと

※ 就寝用途の児童福祉施設等の具体的用途

- ・ 助産施設、乳児院、障害児入所施設
- ・ 助産所
- ・ 盲導犬訓練施設
- ・ 救護施設、更生施設
- ・ 老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。）
- ・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- ・ 母子保健施設
- ・ 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

定期報告対象特定建築物一覧表（表1）

建物用途	対象要件（位置・規模） ・ 次のいずれかに該当するもの ・ 当該用途が避難階のみにあるものは対象外	報告時期
○学校（各種学校を含む） ○体育館 （学校に附属するものに限る）	当該用途に供する部分の床面積の合計が2000㎡以上であり、かつ、地階又は3階以上の階に当該用途に供する部分がある場合	平成31年以降 3年ごと
○体育館 （学校に附属するものを除く）	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合	平成31年以降 3年ごと
○博物館 ○美術館 ○図書館 ○ボート場 ○スキー場 ○スケート場 ○水泳場 ○スポーツの練習場	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合	平成31年以降 3年ごと
○百貨店 ○マーケット ○展示場 ○物品販売業を営む店舗 （床面積が10㎡以内のものを除く。）	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合 ③ 当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 ④ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	平成31年以降 3年ごと
○キャバレー ○カフェ ○ナイトクラブ ○バー ○ダンスホール ○遊技場 ○公衆浴場 ○待合 ○料理店 ○飲食店	① 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合 ③ 当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合 ④ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合	平成31年以降 3年ごと
○事務所その他これに類するもの （階数が7以上で、かつ、延べ面積が2000㎡以上であるものに限る。）	当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以上であり、かつ、地階又は5階以上の階に当該用途に供する部分がある場合	平成31年以降 3年ごと